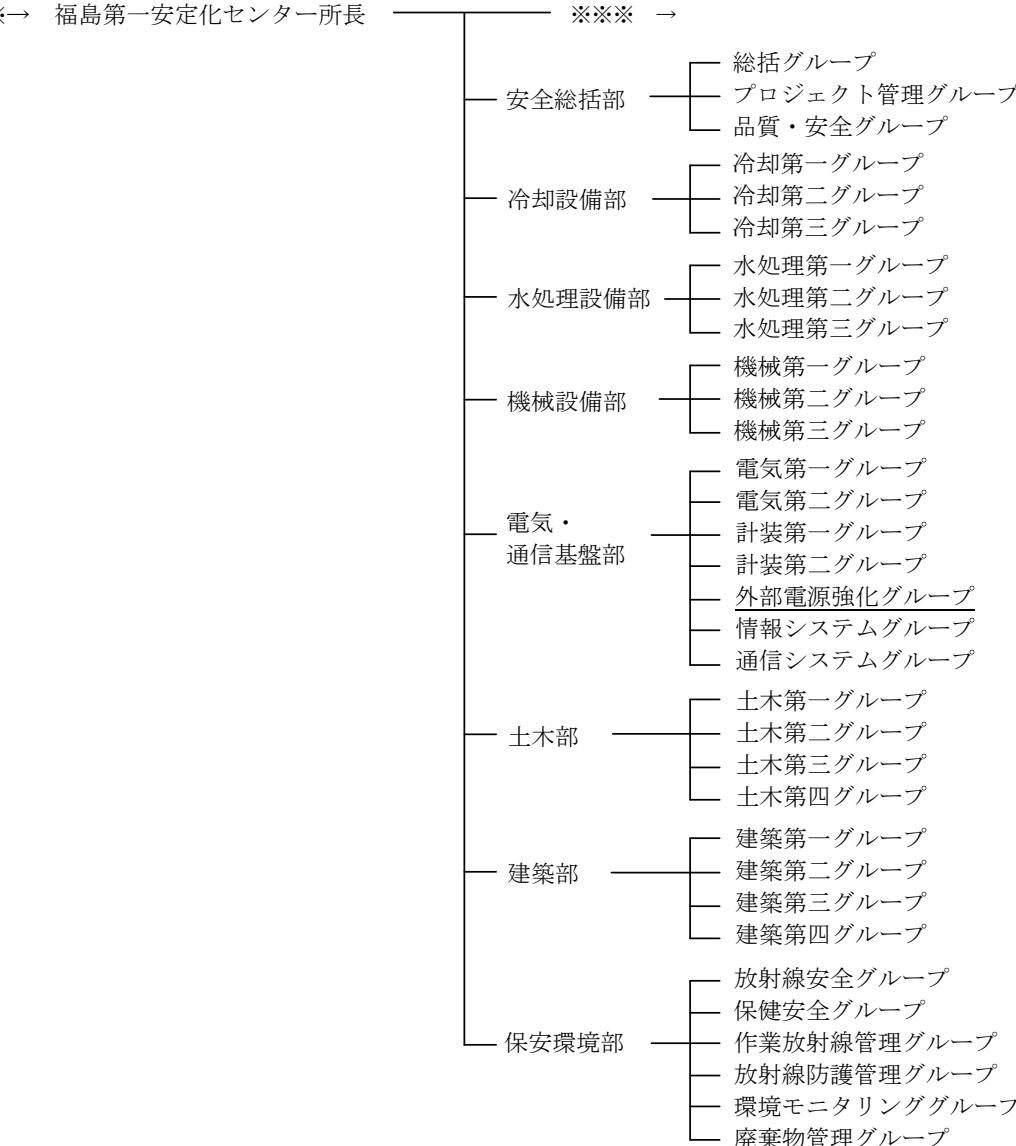
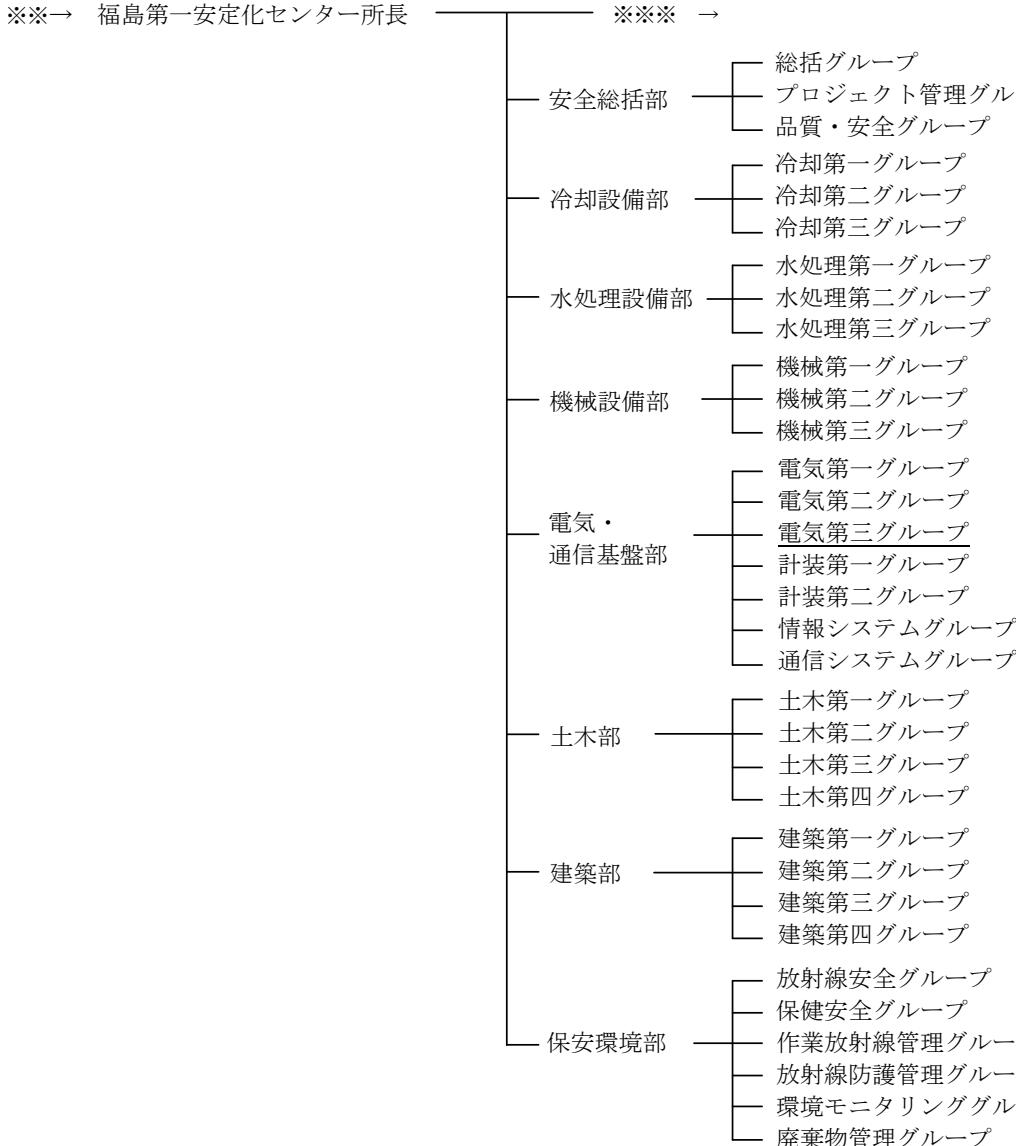


変更前	変更後	備 考
(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。 図123 (中略)	(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。 図123 (中略)	
【福島第一安定化センター】 	【福島第一安定化センター】  ・外部電源強化グループ等の職務の変更	
(省略)	(省略)	

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (中略)	(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (中略)	
2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。 (中略)	2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。 (中略)	
(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括、所内電源、仮設電源の設計、保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。 (15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の保守管理に関する業務を行う。 (16) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。 (17) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。 (18) 外部電源強化グループは、本章で定める各設備等のうち、 <u>外部電源強化に伴う設備等の工事</u> に関する業務を行う。	(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括、所内電源 <u>(低圧)</u> 、仮設電源の設計、保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。 (15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の保守管理に関する業務を行う。 (16) <u>電気第三グループ</u> は、本章で定める各設備等のうち、 <u>外部電源及び所内電源（高圧）の保守管理</u> に関する業務を行う。 (17) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。 (18) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。	・外部電源強化グループ等の職務の変更
(省略)	(省略)	

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考																
<p>(異常時のための措置)</p> <p>第131条</p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」、「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気第一GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 電気第一GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 当直長は、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機^{※2}の動作確認を1ヶ月に1回行う。</p> <p>(4) 電気第一GMは、異常時の措置の活動に必要な（2）以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 電気第一GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 当直長は、表131-3に示す所内共通ディーゼル発電機^{※2}を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 電気第一GMは、(1), (4) 及び (5) に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>関連条文</th><th>台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>第147条</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>所内共通 ディーゼル発電機^{※2}</td><td>第147条</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>※2：「所内共通ディーゼル発電機」とは、4号炉B系ディーゼル発電機をいう。以下、第147条において同じ。</p> <p>(省略)</p> <p>(異常時のための措置)</p> <p>第131条</p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」、「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気第一GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 電気第一GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 当直長は、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機^{※2}の動作確認を1ヶ月に1回行う。</p> <p>(4) 電気第一GMは、異常時の措置の活動に必要な（2）以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 電気第一GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 当直長は、表131-3に示す所内共通ディーゼル発電機^{※2}を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 電気第一GMは、(1), (4) 及び (5) に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>関連条文</th><th>台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>第147条</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>所内共通 ディーゼル発電機^{※2}</td><td>第147条</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>※2：「所内共通ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機A系（4号炉B系ディーゼル発電機）又は所内共通ディーゼル発電機B系（2号炉B系ディーゼル発電機）をいう。以下、第147条において同じ。</p> <p>(省略)</p> <p>・所内共通ディーゼル発電機B系復旧に伴う変更</p>	設備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台	所内共通 ディーゼル発電機 ^{※2}	第147条	1台	設備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台	所内共通 ディーゼル発電機 ^{※2}	第147条	1台
設備	関連条文	台 数																
電源車	第147条	2台																
所内共通 ディーゼル発電機 ^{※2}	第147条	1台																
設備	関連条文	台 数																
電源車	第147条	2台																
所内共通 ディーゼル発電機 ^{※2}	第147条	1台																

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>附　　則</p> <p>附則（平成 24 年 9 月 14 日 20120829 原第 10 号） (施行期日) 第 1 条 この規定は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。 (省略)</p>	<p>附　　則</p> <p>附則（平成 年 月 日 原第 号） (施行期日) 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 (省略)</p>	